

第5期第4回練馬区地域福祉計画推進委員会 福祉のまちづくり部会

- 1 日時 令和6年6月24日(月)午後1時30分～3時30分
- 2 場所 練馬区職員研修所
- 3 出席者 【部会員】
植田部会員、山崎部会員、青木部会員、岩澤部会員、山本部会員、
千葉部会員、宗形部会員、鴨治部会員、的野部会員、渡邊部会員、
福山部会員、饒田部会員(以上12名)
【区出席者】
福祉部管理課長、交通企画課長、土木部計画課長
福祉部管理課ひと・まちづくり推進係長
福祉部管理課地域福祉係長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 なし
- 6 議題 (1) 地域福祉計画取組状況報告について
(2) 地域福祉に関する国・都の動向について
(3) 次期練馬区地域福祉計画の策定について
(4) 次期練馬区地域福祉計画の体系(案)について
(5) 各施策の方向性について

部会長 定刻となりましたので、第5期第4回練馬区地域福祉計画推進委員会福祉のまちづくり部会を開催いたします。お暑いなかお集まりいただきありがとうございます。

(部会長挨拶)

それでは、副部会長、一言お願いします。

副部会長 (副部会長挨拶)

部会長 事務局から委員の出席状況および本会議の情報公開と傍聴についてご報告ください。

事務局 現在12名の部会員の出席で、3名の委員から欠席の連絡をいただいています。

本日の会議は公開となっておりますが、傍聴の方はいらっしゃいません。

会議の議事録は、区のホームページに掲載する予定ですので、まとめ次第、皆様にご確認をお願いいたします。なお、会議内容については記録のため録音させていただきます。

部会長 議題に入る前に、資料の確認をお願いします。

事務局 (資料確認)

部会長 ありがとうございます。

それでは、新年度になり人事異動により東京メトロ株式会社、東京都交通局および区の職員に変更がありました。簡単に自己紹介をお願いします。

委員 (委員自己紹介)

部会長 ありがとうございます。

取組についていろいろ教えていただきたいと思います。

それでは、区の職員も改めて自己紹介をお願いします。

(職員自己紹介)

部会長 今年度は計画の策定について支援をいただく事業者にも会議に参加していただくため自己紹介をお願いいたします。

(株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 自己紹介)

部会長 よろしくをお願いします。

それでは、次第に沿って進めますが、次第2の「地域福祉計画取組状況報告について」事務局から説明をお願いします。

事務局 資料2に基づき説明いたします。

現行の地域福祉計画に位置づけた60の事業について、令和5年度の実績、課題、令和6年度の取組予定をまとめたものです。

まず、左上の表が「令和5年度評価結果」で、5つの施策における60の事業の評価結果になります。欄外に評価項目を説明していますが、A+は「計画以上に進んだ」、Aは「概ね計画どおり」、Bは「遅れや修正が生じた」です。結果として、A+は3、Aは60、Bは0となりました。

その下の表が各事業の評価結果となります。一番左の事業番号の欄から、事業名、令和元年度末の現況、事業目標までは、現行計画の内容を転記したもので、令和5年度の実績、課題、令和6年度の取組内容の部分を、事業を担当する課から回答を得てまとめました。

施策1・2は親会の所掌事項になるため、時間の都合上説明は割愛しますが、A+が1事業あった他は概ね計画どおりに進んだという結果となっています。

福祉のまちづくり部会の所掌である、施策3・4について、幾つか事業を取り上げて報告いたします。

【施策3 ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める】

A+の事業はありませんでしたが、全ての事業において、計画どおり進んだという結果となっています。

事業番号26「駅のバリアフリー化の促進」

(令和5年度の取組)

- ・光が丘駅の2ルート目のバリアフリー化された経路の確保に向け、エレベーター整備に着手
- ・練馬高野台駅および石神井公園駅のホームドア整備に着手

(令和6年度の取組)

- ・整備工事が着実に進められるよう働きかけの実施
- ・整備計画等への位置づけに向け鉄道事業者に働きかけの実施

事業番号27「駅と周辺の主要な公共施設を結ぶ経路の整備」

(令和5年度の取組)

- ・アクセスルート未指定施設において、アクセスルート案の作成および整備案の検討

- ・視覚障害者誘導用ブロックに代わるバリアフリー整備の検討

(令和6年度の取組)

- ・令和5年度と同様の取組実施
- ・安全な歩行空間を示すためのバリアフリー整備の実施

事業番号28「より使いやすい区立施設・区立公園の整備」

(令和5年度の取組)

- ・バリアフリー整備に関する区民等による点検を4件実施

(令和6年度の取組)

- ・引続き区民意見聴取事業の実施

事業番号31「設計や施工に活かすユニバーサルデザイン技術の蓄積」

(令和5年度の取組)

- ・技術者対象研修の実施
- ・小規模店舗改修事例集の発行に向け調整

(令和6年度の取組)

- ・引続き技術者対象研修の実施
- ・小規模店舗改修事例集の発行

【施策4 多様な人の社会参加に対する理解を促進する】

事業番号36「多様な人との相互理解の促進」

(令和5年度の取組)

- ・ユニバーサルデザインの理解に関わる啓発
- ・体験ワークショップの実施

- ・地域講座の開催

(令和6年度の取組)

- ・令和5年度と同様の取組によるユニバーサルデザイン等の理解の促進

事業番号37「ユニバーサルデザイン体験教室の拡充」

(令和5年度の取組)

- ・体験教室の開催 小学校11校、中学校1校、学校外2回

(令和6年度の取組)

- ・体験教室の開催回数を増加

事業番号38「地図情報と連携したバリアフリー情報の発信」

(令和5年度の取組)

- ・バリアフリーマップに男性トイレ内のサンタリーボックス情報の追加

(令和6年度の取組)

- ・バリアフリーマップの運用、情報追加・更新、周知拡大、民間施設への掲載追加依頼

事業番号41「ユニバーサルデザイン推進ひろばの充実」

(令和5年度の取組)

- ・ユニバーサルデザインを学べるeラーニングの整備 3,385人受講

目標受講者数を上回ったことからA+の評価

(令和6年度の取組)

・引き続きeラーニングの提供

その他の事業についても、計画どおり進んだという評価になっています。

施策5は権利擁護部会が担当しており、概ね計画どおり進んだとの評価となっています。取組状況評価の報告は以上です。

部会長 ありがとうございました。

福祉のまちづくり部会に関係する5、6、7ページを中心に質疑応答をしたいと思います。ご意見やご質問はございませんか。概ね推進できているということですがよろしいですか。(特に質問なし)

それでは、次第3の「地域福祉に関する国・都の動向について」、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所から説明をお願いいたします。

主任研究員 資料3に基づき、地域福祉に関する国・都の動向について説明いたします。1ページをご覧ください。

地域福祉に関連した全般的な動向となります。

最初に国の動向ですが、少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化等の社会情勢を踏まえ、国民の安心した生活を支える新しいビジョンとして「地域共生社会」を打ち出しました。

それ以降、「地域共生社会」の実現を目指して、多くの法律を施行しています。

2ページをご覧ください。

主な動向の要点を示しています。

国は、地域共生社会の実現に向け、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」を行いました。検討会では、社会福祉の分野では、地域包括ケアシステムや生活困窮者自立支援制度等の施策を通じて、地域の実情に応じた、保健・医療・介護・福祉の多職種の連携や地域づくりも進んできているのが現状ですが、近年その複雑化・多様化が一層進んでおり、従来の政策の延長・拡充のみでは限界があるため、対人支援において、一人ひとりの生が尊重され、複雑・多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎としての生活を継続していくことができるように支援する機能の強化が求められているとされました。

これらの流れを踏まえ「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の提言がなされました。

これを受けて、令和2年には、重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。

3ページをご覧ください。

「孤独・孤立対策の重点計画」です。

我が国においては、雇用環境が大きく変化し、国民の生活環境やライフスタイルは急速に変化してきました。さらに、人口減少、少子高齢化、核家族化、未婚化・晩婚化が進み、これらを背景とした単身世帯や単身高齢者の増加が進み、地域社会を支える地縁・血縁といった人と人との関係性や「つながり」は希薄化の一途をたどってきました。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化することにより、孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となっていることを受けて、「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました。

このような課題に対応するため、「声を上げやすい社会」「切れ目のない相談支援」「つながりづくり」「官民連携の強化」を基本方針として掲げています。

4ページをご覧ください。

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」となります。

生活困窮者自立支援法は、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにするため制定されました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化に伴い、支援対象者像の変化や支援ニーズの多様化等の新たな課題が表面化しており、こうした課題に対する制度的な対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、検討会において論点が整理され、今後、制度改革に向けた具体的な検討を深めていく予定となっています。

5ページをご覧ください。

「こども基本法」の公布となります。こども基本法は、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。基本法の基本理念は、枠内に示されたとおりです。

また、令和5年には、「こども大綱」が策定されました。こども大綱が目指すものは、「こどもまんなか社会」であり、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」としています。

6ページをご覧ください。

都の動向として、現在は「第二期東京都地域福祉支援計画」の計画期間となっています。

3つの基本理念と施策の方向性は枠内に示されたとおりです。

また、令和5年度に中間見直しが行われ、新たに盛り込む地域生活課題として

- ・重層的支援体制整備事業の推進
- ・孤独・孤立を防ぎ、つながり・支え合う居場所づくりの推進
- ・災害に強い福祉の推進
- ・デジタル技術の活用とデジタルデバイスの是正

が挙げられています。

7ページをご覧ください。

成年後見に関する動向となります。

国の主な動向は、平成28年度に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が成立しました。この法律は、成年後見制度が認知症、知的障害その他の障害があることにより財産の管理または日常生活等に支障がある者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことから、制度の利用の促進について、総合的かつ計画的に推進することを目的に制定されました。

その後、平成29年度に「成年後見制度利用促進基本計画」、令和4年度に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

8ページをご覧ください。

「第二期成年後見制度利用促進基本計画」において、優先的に取り組む事項が整理されていますので、後ほどご覧ください。

9ページをご覧ください。

再犯防止に関連する動向となります。

平成28年度に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、その後、令和5年度に「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。この計画には7つの重点課題について96の具体的施策が盛り込まれました。

10ページの「第二次再犯防止推進計画」は後ほどご覧ください。

11ページの「第二次東京都再犯防止推進計画」は後ほどご覧ください。

12ページをご覧ください。

福祉のまちづくりに関連する動向となります。

13ページをご覧ください。

「バリアフリー法」は、平成30年に成立した法律で、平成28年に施行した「障害者差別解消法」等を受け、社会的障壁を除去する法の理念を明確にするため改正されました。

14ページをご覧ください。

ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実等ソフトの対策強化を目的とし、令和3年に改正されました。

優先席、車椅子利用者用駐車施設等の適正利用の推進等の国民に向けた広報啓発の取組推進や、公立小中学校等のバリアフリー基準適合義務の対象拡大も図られました。

15ページをご覧ください。

都の動向となります。

ユニバーサルデザインが浸透した都市東京を目指して、都民一人ひとりが生活する場面を想定して、「誰もが、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、多様な人との違いを認め合い、共に楽しむことができる社会」を目標とし、「東京都福祉のまちづくり推進計画」が策定されました。5つの視点が挙げられ、国と同様、ハード・ソフト両面からの取組により、バリアフリーを推進するための計画となっています。

以上が、地域福祉に関する国・都の動向となります。

部会長 ありがとうございます。

部会長 地域福祉に関する国・都の動向は、これから練馬区の施策を考えていく上で参考になっていきますので、後ほど一読していただきたいと思います。

「多様性」という言葉がかなり取りざたされており、さまざまな方にどのように配慮したらよいかということがきめ細かくなってきているように感じます。子どもの貧困、生活困窮等、幅広くなってきていますので、そこをどうつないでいくのかということが重要です。制度や基本法はできましたが、それを誰がやるかという人材の育成についても課題が山積しています。

まちづくりに関しては、当事者参加が叫ばれていますが、当事者としてどういう所からどういう人をお願いするのかを検討しなければなりません。

資料3について、ご質問はございますか。(特に質問なし)

それでは、こういった国や都の動向があるということを踏まえ、次第4の「次期練馬区地域福祉計画の策定について」に進みたいと思いますので、事務局から説明をお願いいた

します。

事務局 資料4-1、4-2に基づき、次期練馬区地域福祉計画の策定およびスケジュールについて説明いたします。

資料4-1をご覧ください。

1 計画策定理由

現行計画が今年度までであるため、今年度中に次期計画を策定します。

2 計画期間

現行計画は5年間ですが、次期計画は「第3次みどりの風吹くまちビジョン」の戦略計画の周期に合わせ、令和10年度までの4年間とします。また、本計画と連携している社会福祉協議会の地域福祉活動計画についても、次期計画は計画期間を4年間として策定を進めています。

3 計画の位置づけ

- ・「第3次みどりの風吹くまちビジョン」に基づく個別計画
- ・社会福祉法に規定する市町村地域福祉計画
- ・練馬区福祉のまちづくり推進条例に規定する「福祉のまちづくりの推進に関する計画」
- ・成年後見制度利用促進法に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」

「福祉のまちづくりの推進に関する計画」と「成年後見制度利用促進基本計画」は現行計画に包含されています。

新たに2つの計画を策定します。

- ・「重層的支援体制整備事業実施計画」

令和2年の社会福祉法の改正により、福祉サービスを利用しやすい環境をつくるため創設された、重層的支援体制整備事業を地域福祉計画の中に位置づけます。

- ・「地方再犯防止推進計画」

再犯の現状として検挙者に占める再犯者の割合が約半数であるため、再犯防止対策が必要不可欠となっています。罪を犯した者の中には、高齢者や障害者、生活困窮者等、支援を必要としているが支援がないために犯罪を繰り返す人が少なくない状況です。こうした人を適切な支援につなげ、安全・安心な社会を実現するため、再犯防止推進計画を包含します。

下の図は、計画の位置づけを表したものです。左枠の、社協の「地域福祉活動計画」・東京都の「地域福祉支援計画」と連携を図っていきます。また、右枠の区が策定している福祉に関わる計画とも関連を持たせていきます。

4 計画の検討体制

図の左枠の「推進委員会・部会」と右枠の区の関係部署で構成する庁内検討委員会とで計画内容の検討を進めていきます。

昨年度は、区民の意見等を集約するため「区民ニーズ調査」「地域福祉関係団体調査」「地域福祉関係者調査」を実施し、それらの結果も計画に反映していきます。

推進委員会・部会から、検討結果について区長に提言を行い、素案・計画案の検討を進めます。

来年度以降は、計画の取組状況の点検や評価等、進捗管理を行います。

2ページの下段から4ページには、関連する条文を記載していますので、後ほどお目通しください。

資料4-2をご覧ください。

「権利擁護部会 福祉のまちづくり部会」の欄をご覧ください。部会は3回の開催を予定しています。

- | | | |
|-----|-------|------------------------|
| 1回目 | 本日 | 取組状況の確認、担当する施策の検討 |
| 2回目 | 7月16日 | 区長への提言案をまとめ推進委員会へ報告 |
| 3回目 | 11月 | 素案の検討、パブリックコメントについての説明 |

親会にあたる地域福祉計画推進委員会は6回、庁内検討委員会は3回の開催を予定しています。3月の計画策定に向け、このようなスケジュールで進めていきたいと考えています。

部会長 ありがとうございます。

資料全般について質問等はございますか。前回計画を策定してから5年が経つのですね。見直して、やっては見直しをするというスパイラルアップの状態に来ています。このような計画策定で進んでいくということで、今年度のスケジュールはよろしくお願ひします。関連資料とアンケート結果を踏まえながら区長へ提言していくということで、何ができ何ができなかったのかをわかりやすく説明することになると思います。

それでは、次第5の「意見交換」の「(1) 次期練馬区地域福祉計画の体系(案)について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料5-1をご覧ください。

次期計画の体系案について説明いたします。

現行計画との大きな変更点は、現行計画では5つの施策としているものを、次期計画では施策3・4を一体化し、全体で4つの施策としている点です。

理念

「共感」「協働」「安心」の3つの理念については、現行計画と同様としています。

- ・多様性への気づきを広げ多様な意見を取り入れる
- ・区民との協働の取組を進める
- ・子どもから高齢者まで必要な支援を行う

の3つの理念をもとに策定します。

目標

区のビジョンの方向性に合わせ、「だれもが安心して心豊かに暮らせるまち」としてします。

施策

目標を達成するため、4つの施策に取り組みます。

施策1「区民との協働と地域の支え合いの推進」

施策2「誰もが安心して生活できる環境の整備」

施策1・2の取組の中に、福祉サービスを利用しやすい環境をつくるための「重層的支援体制整備事業」と、出所者に対し福祉的な支援を提供し再犯を防ぐための施策を盛り込んでいきます。

施策3「ハード・ソフト両面からのユニバーサルデザインのまちづくりの推進」

現行計画では、施策3を「ハード面のまちづくり」、施策4を「多様な人の社会参加に対する理解の促進」と分けていましたが、福祉のまちづくりは、ユニバーサルデザインの理念に基づき、ハード整備と連動したソフト対策を進めていく必要があることから、共生社会の実現に向けた施策を一体的に推し進めるため、統合したいと考えています。

施策4「権利擁護が必要な方への施策」

重点取組

現行計画と同様に各施策に3つの取組項目を設けています。

<施策1>「区民との協働と地域の支え合いの推進」

取組項目1「地域の福祉力を支える担い手を応援する」

現行計画にも位置づけている町会・自治会や民生児童委員活動の活性化に向けた取組に加え、再犯防止の取組として、保護司や更生保護ボランティア活動を支援する取組、また地域と連携して防犯活動を推進していく取組を位置づけていきたいと考えています。

取組項目2「地域・社会とのつながりを支援する」

居場所支援と社会とのつながりに関する事業として、「街かどケアカフェ」や「練馬こどもカフェ」等の居場所支援に関する事業や、社会参加が難しいひきこもり状態にある方を対象とした参加支援事業、地域福祉コーディネーター等の取組を位置づけることを考えています。

取組項目3「区民の地域課題を解決する力を引き出す」

主に「つながるカレッジねりま事業」「練馬つながるフェスタ」や、昨年度初めて実施した「ボランティアマッチングイベント」「ねりま協働ラボ」「やさしいまちづくり支援事業」を位置づけることを考えています。

<施策2>「誰もが安心して生活できる環境の整備」

取組項目1「一人ひとりの特性に応じた支援を推進する」

属性や世代を問わず、支援を必要としている人の相談を受け止め、課題を抱えている人に対して、関係機関と連携し、アウトリーチや生活困窮者支援、就労支援、住まい確保支援等に取り組む事業を位置づけることを考えています。

取組項目2「質の高い福祉サービスを安定的に提供する」

現行計画と同様に、福祉・介護の人材確保・育成事業や事業者の指導・検査に関する取組等を位置づけます。

取組項目3「災害時の要支援者対策を充実させる」

現行計画と同様に、避難行動要支援者対策や福祉避難所等の取組とします。

<施策3>「ハード・ソフト両面からのユニバーサルデザインのまちづくりの推進」

福祉のまちづくり部会が所掌します。現行計画の施策3と施策4を一体化した取組となります。

本日配布した資料5-2を併せてご覧ください。

現行計画の事業が次期計画のどこに位置づけられていくかを示した資料となっています。統合している事業ごとに色分けしています。

取組項目1「だれもが安心・快適に利用できる施設を増やす」

主に現行計画の施策3で取り組んでいる事業を継続して位置づけています。その他の取組項目に位置づけられていた事業を統合し、さらに、合理的配慮や適正利用・適正管理に関する内容も取り込むことで、建築物等におけるハード・ソフト両面からのバリアフリーを推進していくための事業を位置づけることを考えています。

取組項目2「相互理解を促進し、だれもが社会参加しやすいまちをつくる」

現行計画の施策4のソフト面の取組を軸に、その他の取組項目に位置づけられていた事業を取り込み、共生社会の実現に向けて、区民や事業者に対し、バリアフリーやユニバーサルデザイン、多様な文化に関する理解を深めるために取り組む事業を位置づけることを考えています。

また、人材育成においては、施策3で実施していた事業者研修のほか、学びの場の提供に関する事業を位置づけ、合理的配慮の提供に関する理解促進・普及啓発にも取り組みたいと考えています。

取組項目3「だれにでも伝わる・だれもが使える情報を充実させる」

区の各課で取り組んでいる事業を中心に、社会参加のために必要な情報の入手・活用・伝達等、情報に関するユニバーサルデザインの充実を位置づけることを考えています。情報入手や意思疎通の手段はさまざまあることを知ってもらい、適切な対応ができるような取組を広げていきたいと考えています。

<施策4>「権利擁護が必要な方への施策」

現行計画施策5と同様の形としています。

取組項目1「成年後見制度利用支援を充実する」

成年後見制度の相談支援、関係者によるネットワークの構築、周知・啓発等の取組を位置づけます。

取組項目2「法人後見や市民後見人等の活用を推進する」

現行の事業を継続します。

取組項目3「権利擁護に関連する支援事業を充実する」

地域福祉権利擁護事業や将来に備えた支援事業を位置づけていきます。

部会長 ありがとうございます。

次期計画の体系の骨格となる場所ですので時間を取って検討したいと思います。ご意見やご質問はございませんか。

部会員 次期計画の理念は、国や都、区が示す方針と折り重なるように、このような3本柱が出てくると理解していますが、コンパッションシティという考え方に対してはどのように考えておられるのでしょうか。健康には、積極的な健康と受け入れていく健康があります。地域福祉計画では、積極的に家から出て協働で何かをしようとする方向に偏りがちですが、ひきこもりも含め、自宅で一人で死んでいくことや入院せずに積極的な治療を受けないことは悪いことなのでしょうか。それは本人の生き方や死ぬまでの暮らし方であり、誰もが積極的に行動しなければならないという考え方では、行き詰ってしまうのではないのでしょうか。理念を変えたほうがいいということではなく、「安心」「協働」「共感」の中にも、自殺を含め、地域がそういう方々をどのように受け入れ見守っていくかといった

考え方を、計画のどこかに入れる必要がある時代が来ていると思います。世界では、いろいろな所で、コンパッションシティの実践が行われ始めています。

部会長 以前にもご指摘いただきましたが、尊厳に関わることで、自分の人生をどう生きるかということにもなると思います。事務局としては、あえて声を上げない人や声がかからない人をどのように取り込むかという課題にもなると思いますが、今後どうあるべきか等の意見がありましたらお願いします。

福祉部管理課長 国や都の考えのもとに地域福祉計画をつくっていくという中では、一歩先に進んでいる考え方であると思います。人生の終末期をどうするかということにもつながります。施策4で権利擁護に関する施策を挙げていますが、最近では終活の話題が全国的に盛り上がってきており、練馬区でも今年度、社会福祉協議会に相談窓口を置き、取組を始めました。コンパッションシティの考え方につながっていくものが今後出てくるかもしれないと思います。またご意見をいただきたいと思います。

副部会長 難しい問題も絡んでいますが、支援を望んでいる人や外に出たくても出られない人に対してどうアプローチするかということが今回の計画です。放っておいてほしい方々に対しては、行政や地域で一步引いたような支援があれば計画に位置づけられると思いますが、何もしないでくれというのであれば、計画に位置づけることは難しいです。そういう方々が地域にいるということで計画をつくるならば、具体的な施策ではなく理念の中に組み込める要素はあると思います。

部会長 広い意味では「共感」のところに入るかもしれません。どういう生き方をしたいのか、「生」をどういう風に自認するのか、尊厳死をどうするのか、そういう生き方もあると一人ひとりが共感できることが重要であると思います。

部会員 ご意見を興味深く聞かせていただきました。そのとおりであると思いましたが、残念なことに視覚障害者が地域の中で生きていくにはまだ十分な状況ではありません。特に心の部分ではなかなか社会が認知してくれない現実があります。電車の座席に座りたい人もいれば、障害を持っていても座りたくない人もいるのです。そういったことにまで、区民の意識が働いてはいないのではないかと感じ、変えていくまちづくりをしたいと本会議にも参加しています。

部会長 そこにいくまでにはまだまだ課題があるということですね。

他にはご意見はございませんか。概ねこのように進んでいくということによろしいですか。

資料5-2については、現行計画の施策3、4を統合し、ハードとソフト両面で考えていくということですが、キーワードとなっているのは取組項目1の「適正利用」がなされていないと書いてありますが、これについて具体的な施策はありますか。

事務局 後ほど資料6で説明しますが、バリアフリーの整備については、整備をしてもその後適切に管理されないことがあります。点字ブロックの上に自転車や店の看板が置かれてしまったり、区立施設でも受付窓口のそばに傘立てを置いて点字ブロックをふさいでしまったりすることがまだまだありますので、そのあたりにアプローチをかけ、整備を適切に使えるようにすることを取組として掲げ、進めていきたいと思います。

部会長 ありがとうございます。

体系について特にご意見がないようでしたら、資料6に進みたいと思いますが、より具体的な内容になっていくと思います。「(2)各施策の方向性について(案)」は、資料の内容が多いため、分けながら説明をお願いします。

事務局 本日配付した資料6をご覧ください。

取組項目1の(3)を一部修正しましたが、後ほど説明いたします。

取組ごとに区切って説明いたします。

ユニバーサルデザインのまちづくりにおける現状と課題

- ・ 駅や駅周辺、区内の建築物等のさらなるバリアフリー化の必要性
- ・ 高齢者、障害のある方、外国人等さまざま方が社会参加しやすい環境整備の必要性

4年間の目標

ハード面のバリアフリーを進めるとともに、高齢者、障害のある方、外国人等、多様な人への理解を深め、全ての人々が安心して暮らし、社会参加できるような取組を広げる。

目標に対し、3つの取組項目、9事業を位置づけています。

<取組項目1 誰もが安心・快適に利用できる施設を増やす>

ハード整備に関する事業を中心に、現行計画に位置づけている事業等を整理しました。この取組項目の中では、全ての人々が等しく社会参加する機会を確保するためには、安心・快適に利用できる施設・環境の整備を推進していく必要があることから、区民や事業者等とともに、駅、建築物、公園等のバリアフリー化を一層進め、多様な利用者に配慮した環境整備や合理的配慮の提供等の取組を進めるとし、3つの事業を位置づけています。

事業番号23「駅と駅周辺のバリアフリー化の促進」

現行計画の鉄道駅のバリアフリー化とアクセスルートの取組・整備に関連する道路事業を位置づけます。鉄道駅については、鉄道事業者との連携を図りながら、さらなるバリアフリー化を推進します。アクセスルートについては、区民の意見を確認しながら経路指定やバリアフリー整備を継続していくとともに、課題となっている歩道が無い道路等における安全な歩行空間の整備や休憩場所の確保等の検討を行い、その内容について公共施設のアクセスルートユニバーサルデザインガイドラインに盛り込む等、ガイドラインの見直しを位置づけています。

事業番号24「民間建築物のハード・ソフト両面からのバリアフリー化の推進」

昨年度実施したアンケートでは、区内の医療施設、飲食店、物販店等については、まだまだバリアフリー化すべきという結果がありました。そこで、新築・改築等の際における練馬区福祉のまちづくり推進条例に基づくバリアフリー整備を誘導するとともに、既存建築物については、福祉のまちづくり整備助成事業の活用により、民間事業者等が機会を捉えてバリアフリー整備できるよう、現在実施している取組を継続して位置づけます。また、小規模店舗等でのバリアフリー整備が難しい場合は、今年度作成予定の小規模店舗改修事例集を活用し、バリアを解消する工夫やソフト面の対応等について周知するとともに、令和6年4月から民間事業者における合理的配慮の提供が法律でも義務化されたため、合理的配慮の提供に係る普及啓発等の取組を位置づけていきます。

事業番号25「区立施設・区立公園のハード・ソフト両面からのバリアフリー化の推進」

区立施設および区立公園を、誰もが利用しやすく楽しむことができるよう、現行計画

同様、条例に基づく指導や区民意見聴取事業等を位置づけています。事前送付資料の中では、学校に関する記載をしていましたが、「意見の積み上げが一定程度できている区立施設等については、整備の際の参考にできるよう、必要な整備項目や配慮事項等をまとめ、区民意見の効果的な活用を図る」という形に修正しました。学校以外においても、公園の水飲み場やベンチ等、一定程度意見の積み上げができているところがあり、それらをより利用しやすくバリアフリー化を促進するために、意見聴取の対象にならない区立施設・区立公園においても、積み上がってきた意見を活用し、バリアフリー整備内容や配慮事項の検討を深め、使いやすい施設整備を目指すことを目的として、効果的な意見の活用としてまとめています。

また、適切な維持管理がなされないと、バリアフリー整備の効果が発揮されないことから、適正利用に関する周知や、ハード整備のみでは対応が難しい場合の合理的配慮の提供に関わる周知を行う等、ソフト面の取組も位置づけています。

部会長 取組項目1について、ご質問やご意見はございませんか。

部会員 事業番号23「駅と駅周辺のバリアフリー化の促進」について、駅のエスカレーターは、上りはありますが下りがほとんどありません。足に障害を持つ人は、下りのほうが大変です。

また、エスカレーターやエレベーターがどこにあるのかという表示がはっきりわかりません。都営地下鉄大江戸線では、各駅の柱に、エスカレーターやエレベーターの位置が車両番号とともに表示されており助かっていますが、他の鉄道路線ではあまり見かけません。是非、そういったわかりやすい表示を実現していただきたいと思います。

部会長 ありがとうございます。

本日は、東京メトロの委員が欠席ですので、東京都交通局のほうから何かございませんか。

部会員 エスカレーターの下りが少ないということですが、エスカレーターを新たに増設するには階段の幅員を削らなければなりません。構造的にできるところについては下りについても都営地下鉄全体で検討しているところです。

部会長 物理的に難しいということですが、エスカレーターやエレベーターがどこにあるのかを示すわかりやすいサインについてはどうですか。駅や地域によって違うこともあり、以前も議論されました。

部会員 わかりやすい表示をすることは難しい問題ではないと思います。大江戸線の駅の柱等には、何号車に乗ればエレベーターに近いといった表示がされており便利です。

階段の幅員の関係で、上りはつくれても下りはつくれないということですが、階段はなくてもエレベーターがあれば十分ではないでしょうか。

表示のことは是非検討していただきたいと思います。

部会長 下りのエスカレーターは、杖をついている方や速度に合わせて乗ることができない方には難しいので、階段をなくすことは難しいと思いますが、表示をどうするかはこれからできることです。事務局から何かありますか。

建築課長 表示については、建築課でも以前から「公共施設へのアクセスルートユニバーサルデザインガイドライン」の中で、表示を付けるようお願いさせていただいているとこ

るです。大江戸線では、柱に車両の図があり、階段やエレベーター等の位置がすぐにわかるように描かれているようですが、他の鉄道においても検討していただきたいと思います。

また、エスカレーターについては階段をなくしてでも付けてほしいとのことですが、法的に建築物では階段をなくすることはできず、階段の幅も施設の種別や利用人数等により建築基準法で決められています。昨年、光が丘駅のA5出入口のところに、UR都市機構にもご協力をいただき、上りエスカレーターに加え、階段幅を確保しつつ隙間に一人用下りエスカレーターを設置しましたが、既存の階段幅を狭めていくことはなかなか難しいです。私自身、アキレス腱を切った時には下りのエスカレーターがとても役に立ちましたが、安全性を考慮した場合、避難施設としては階段を優先せざるを得ません。今後の検討課題と考えています。

部会長 いずれにしても、ルートが増えるということで、どのルートに行っても自分の行きたい行き方が選べることを望ましいと思います。

部会員 事業番号25「区立施設・区立公園のハード・ソフト両面からのバリアフリー化の推進」に「区立施設・区立公園」とありますが、どの辺までを区立施設と考えればいいのでしょうか。特別養護老人ホームは、地域福祉として大変重要な位置づけにあると思いますがほとんど社会福祉法人が運営しており、有料の老人ホームは株式会社が運営しています。これらは区立施設とはまったく別のものと考えてのでしょうか。

福祉施策において、施策3に関連する計画として、障害者計画や児童福祉計画、男女共同参画計画等となると、介護保険の計画が入っていないのであれば、特別養護老人ホーム等は地域の中でどのような位置づけになるのか考えていかなければなりません。前回、特別養護老人ホームの道路側に壁がなくベンチがあり、そこに座っていたりすれば、地域としての役割を果たすのではないかと提案しましたが、やはり計画としては「区立」というところを限定しながら積み上げていかなければならないのでしょうか。介護保険というのは、障害者手帳を持っている方や障害のある方ばかりではなく、介護をする高齢者も含めたものが対象で、それら全ての人に対するハード・ソフト両面からのバリアフリー化をすることが必要です。各計画を横断したり介助者を含めたりした、広がりのある考え方も計画の着目点の1つに入れていただきたいと思います。

○建築課長 区立施設とは、学校や区が保有している施設であり、区がお金を出して改善できるような施設を考えています。民間施設については、事業番号24「民間建築物のハード・ソフト両面からのバリアフリー化の推進」として取り組んでいきます。やはり区立施設のほうがより進めやすく、これまで意見聴取したものを積み重ねていくことができます。民間施設に関しては、そのレベル感には達していませんが、できることはどんどんやっていき、条例でいろいろな施設のバリアフリー化を進めていきます。ハードでできない部分に関しては合理的配慮という話の中でソフト面での対応も進めていきたいと考えています。

○福祉部管理課長 本計画の中に介護保険の計画が含まれているかといったご質問がありましたが、資料4-1の1ページに【関連する計画】として介護保険事業計画が含まれています。地域福祉計画については、地域における高齢者の福祉・障害者の福祉・児童の福祉・その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項を盛り込まなければならないことになっているため、連動して取り組んでいくと考えています。

部会長 ありがとうございます。

それでは、<取組項目2>に進みたいと思います。説明をお願いします。

事務局

<取組項目2 相互理解を促進し、誰もが社会参加しやすいまちをつくる>

子どもや高齢者、障害のある方、外国人等、多様な人についての理解を深められるよう、理解促進や意識啓発を推進するとともに、多様な人や文化、やさしいまちづくりについて学ぶ機会を提供するため、3事業を位置づけています。

事業番号26「共生社会実現に向けた理解の促進と意識啓発の推進」

誰もが社会参加しやすいまちをつくるためには、性別はもちろん、国籍・年齢・職業・働き方・価値観等、違いを認め合い理解することが必要です。関係所管で取り組んでいる事業を中心に位置づけ、情報発信・学習・交流の機会等を行い、心のバリアフリーに関する意識啓発を位置づけています。

事業番号27「ユニバーサルデザインの理解の促進」

やさしいまちづくりについて学んだことのない区民は5割を超えているという昨年度に実施した調査の結果がありました。ユニバーサルデザインの考え方を浸透させるためには、子どもから大人までユニバーサルデザインについて学ぶことが大切であることから、現行計画に位置づけているユニバーサルデザイン体験教室や地域講座を引続き位置づけ、内容の拡充を図ります。また、バリアフリー設備の適正利用についての意識啓発等の取組も位置づけます。

事業番号28「やさしいまちづくりを担う人材育成の推進」

現行計画の施策1に位置づけている「つながるカレッジねりま」の福祉分野を位置づけ、主体的に考え行動できる人材育成に取り組みます。また、福祉の現場において、支援に携わる十分な人材育成ができるよう、事業者のサポートをする取組、現行計画の施策3で位置づけている設計や施工に携わる技術者向け研修等を充実させ、ハード・ソフトの人材育成に係る事業を位置づけます。

部会長 主にソフト面といった人づくりについてだと思われそうですが、ご意見はございませんか。

部会員 心の問題がかなりクローズアップされた話だと感じている。数字的には、「差別」というものが皆さんの中にどのように入っているのかお聞きしたいです。多くの区民はそうのように思っているとか、半数くらいであるとかといった感じで知りたいと思います。

部会長 事務局ではどのように把握していますか。

福祉部管理課長 今回の調査では、そのような内容を直接聞いている項目はありませんが、ユニバーサルデザインについては今まで学ぶ機会がなかったという回答が半数を超えています。学んだことがないということは、障害のある方に接したことがない方が多く、そのため、心のバリアフリーにつながらないところがあるのではないかと考えています。現行計画の中でユニバーサルデザインを学べるeラーニングを実施していますが、その受講者が想定数の倍くらいになっており、区民のユニバーサルデザインや心のバリアフリーに対する意識は広がってきていると感じます。

部会員 人の心の中に、弱者なり障害を持っている人たちがどのように入り込んでいる

のか、差別として認識しているのかを知りたいと思っているので、何かの機会にデータが取れたらお願いしたいと思います。確かに、視覚障害者に会ったことがない人が結構いるという数字ですが、差別の感情を持ち続けている区民どうしは、一緒に住みやすいとは思えないので、何とかしていただきたいと思います。

副部会長 今回の差別に関することを明らかにするという場合、アンケートはどのような設問にして、どう答えるかは難しいです。「あなたは差別をしたことがありますか」といった聞き方をした場合には、回答者は嘘をつく可能性があります。実際に障害者が受けたことのある差別を示し、そういった差別をしたことがあるかどうかを聞く具体的な質問であれば、丸を付けられるのもしれません。また、地域講座のプログラム評価につながるとは思います。受講した前後で考え方が変わったかどうかを聞く中で、差別の項目も入れるという方法もあると思います。考えつくアイデアとしてはそのくらいですが、実際に調査することになった場合、地域講座や体験教室の参加者アンケートに盛り込むのであれば、具体的に受けた差別があった事例等を言っていたらと建設的なご意見となるとと思います。

部会員 民生委員を16年しています。地域福祉計画の中で、民生児童委員の活動は横断的にさまざま事に関連しています。調査報告の中で民生委員に580の質問書を送っていただいたようです。介護事業を行ったり本委員会のような場に出席したり民生委員の集まりに出たりする中で、民生委員が孤立し、こういう計画と乖離していると感じます。民生委員の仕事は行政の方と一緒に年間の計画を立てて動いていくのですが、これだけ幅広い計画を練馬区が全体像の中で持つ中で、組織として長い歴史がある民生委員には、さまざまな役割にどのように関わっていくかという選択と自由があってしかるべきではないかと考えます。民生委員の力を生かしていただくためには、それぞれの民生委員がそれぞれの地域の理念に基づき活躍の方向性をフレキシブルに持ちながら活動できなければなりません。計画の中に、民生委員の活躍の場を示すような説明・周知・活動の選択等も入れていただき、民生委員の調査結果と照らし合わせてはいかがでしょうか。

福祉部管理課長 民生委員の活動に関しては、取組項目1-1「地域の福祉力を支える担い手を応援する」で民生児童委員の活動支援および制度の周知を取り組んでいきたいと考えています。現行計画にもありますが、民生委員は地域におけるもっとも身近な相談相手であり、地域住民の立場で生活上のさまざまな問題について幅広く相談を受け、援助を行い、同時に関係機関につなぎ、場合によっては区に問題を提議していただくような立場にあります。今後も民生児童委員協議会との協働は重要であり、親会には民生児童委員協議会の会長に参加していただきご意見を伺っています。さまざま連携しながら、計画の中にも位置づけをし、今後も活躍していただきたいと思いますので、ご協力をお願いします。

部会長 今ある社会資源をどう生かしていくかということですね。やはり、ユニバーサルデザインの認知度が高いのは若い世代です。若い世代が高齢者になった時に住みやすいと感じるようなまちにするため、高校生にもできることはあるでしょうから、幅広く人材育成ということで捉えていただきたいと思います。

それでは、<取組項目3>に進みたいと思います。説明をお願いします。

事務局

<取組項目3 誰にでも伝わる・誰もが使える情報を充実させる>

誰もが社会参加できるようにするためには、必要な情報が分かりやすく・受け取りやすい等、情報環境のバリアフリー化の充実が求められます。現行計画の施策4に位置づけていた情報に関連する事業等を整理し、情報の入手・活用・発信という形で事業を位置づけています。

事業番号29「障害者や外国人等への情報保障の推進」

区では、これまでも、点字・音声・手話・多言語翻訳等による情報保障をさまざまな場面で実施しています。現在実施しているICTを活用した相談窓口や遠隔手話通訳等を継続して位置づけ、個々の特性に応じた多様なコミュニケーション手段が図れるよう、コミュニケーションサポーターの養成や手話言語の普及等、「情報入手」に係る事業を位置づけます。また、デジタル機器の相談やサポート等、利活用の支援事業も継続して位置づけます。

事業番号30「デジタル技術の活用による参加しやすい事業の実施」

情報を入手することに配慮が必要な方でも、気軽に事業やイベントに参加したり相談したりできるよう、ICT技術の活用を引き続き進めます。また、文字の拡大や音声読み上げ等の機能を活用することで、社会参加しやすくなるよう、「情報活用」に係る事業を位置づけます。

事業番号31「わかりやすく利用しやすい情報の発信」

情報の発信については、「印刷物のユニバーサルデザインガイドライン」を作成し、取組を進めてきました。わかりやすく情報を発信していくために、継続した周知を行っていきます。現行計画では、周知の対象が区の職員でしたが、次期計画では、「情報提供に携わる職員や事業者等」とし、対象を広げます。また、現在バリアフリー情報を提供しているバリアフリーマップについても、発信内容の充実やオープンデータ化に取り組む等、「情報の発信」に係る事業を位置づけます。

部会長 取組項目3について、ご質問やご意見はございませんか。

○部会員 最近ほとんどあかりだけになって、形や色は見えなくなってきました。情報提供ということでは、建築課等で資料を噛み砕いて事前に説明していただいております。このような対象者はもっといると思うので、このような対応がもっと広がっていくいいと思いますが、人対人で行うため多くの人に対して情報提供することはできません。どういう方法であれば多くの人に情報提供することができるかということも、1つのテーマになっていくと思います。

部会長 一人ひとりのきめ細かな対応を1つの手段として紹介していただきました。最近視覚障害のある方も聴覚障害のある方もアプリを使う場面がよく見受けられます。こういったものを使う時に手間取ったり、やりとりをするときに時間がかかったりすることもあります。情報の提供と同時に、時間がかかるということに対しても許容できるようなコミュニケーションの取り方があるといいと思います。

部会員 介護事業者が毎月集まる会合で、6月に出てきた話ですが、行政と一緒に介護人材を集めるためのイベントを開催する等の福祉の情報発信をする際、問題が出てきているということです。掲示板の掲載量が多過ぎて掲示板に貼れない案内物が出てきてしまっ

いたり、町会の負担が大きく回覧板で印刷物を回せなかったりしているそうです。デジタル・ＩＣの情報伝達も大事ですが、アナログの情報発信に限られてきて少なくなっていると感じています。趣味の世界においても、コンサートやイベントがデジタルの発信ばかりになり、知らないうちに終わっていたというようなことが多々ありました。昔は雑誌や新聞等のアナログで全体を見渡し、気づく機会がありましたが、今はそれがなくなっています。ＩＴやデジタルでの情報発信も是非進めていただきたいのですが、同時に掲示板を増やす等のアナログの情報発信と一緒に充実させることも念頭に入れていただきたいと思います。

○部会長 あふれる情報に対して、どの様に対応していくかということですね。事務局の方でいかがでしょうか。

福祉部管理課長 アナログ情報にもいいところがあり、そういったものとの共存も1つの課題になっていくと思います。情報が非常に増え、それがＩＣＴ技術の素晴らしいところでもあります。逆に難しい面もあります。手探りで進めていくしかないと思っているところではありますが、先ほどいただいたご意見も踏まえながら、「情報の充実」という意味も含め考えていきたいと思っています。

部会員 「共感」「協働」「安心」という理念のもと、だれもが安心して心豊かに暮らせるまちプランをつくる中で、これら3つの言葉が重視されていることは素晴らしいと思いますが、各言葉の意味をコラム等でわかりやすく最初の段階で説明していただけないでしょうか。「共感」の部分には「人や暮らしの多様性への『気づき』を広げ」という説明がありますが、「協働」と「安心」については言葉の説明がありません。「協働」が言われ始め、民間活力の積極的な活用が取り上げられた時、実は国や区の予算を抑え民間にやらせればよいという意味が含まれていました。もちろん今の練馬区にはそのような考えはないし、これまでも先進的な取組を進めてきていると思っています。「協働」や「安心」の意味がより明確になるように、これまで練馬区は「共感」「協働」「安心」を合言葉にこのようなことをやってきたというような意味が分かるようなコラム等を紹介していただくことで、理念の意味や施策の内容がより伝わるようになるのではないかと思いますので、提案させていただきます。

福祉部管理課長 資料にある3つの理念の説明は、今のところはまだ仮置きであり、具体的に意味が伝わるようにとのご意見をいただいたため、検討したいと思っています。基本的には、現行計画の基本理念を引き継いでおり、現行計画では「協働」は「区、事業者および区民等が、主体的に取り組み、相互に尊重し、協力して福祉のまちづくりを推進します。」、「安心」は「区民一人ひとりが尊厳を持ち、安心して暮らせるよう、必要な支援を行います。」と説明しています。この内容を踏まえ、さらにより伝わる説明を検討していきます。

部会長 本計画を見た人が、自分事として捉えられるようにわかりやすいコラムがあるといいと思います。

部会員 事業番号25に「区立施設・区立公園のハード・ソフト両面からのバリアフリー化の推進」とありますが、地元にある2つの区民館が2階建てで改修対象となっています。改修する際には是非エレベーターかエスカレーターを設置していただきたいと思います。近くの銀行が3階の会議室を貸してくださるそうですが、3階まで上るのは大変なのでお

断りしています。基本的には区民館を使うことが多いので、より使いやすくなるような改修を検討いただきたいと思います。

部会長 区立施設に、エレベーターのない所がまだ数多くあるということでしょうか。区としてはどうお考えですか。

建築課長 基本的にはバリアフリーの考え方により、大規模改修の際にはエレベーターを付けるように検討します。ただ、構造的にもつかどうかや床面積を増やさず設置できるかどうかを考え、不可能であればあきらめざるを得ません。

部会員 関区民センターは付いていますが、立野地区区民館と関町北地区区民館は付いていないため、付けていただきたいと思います。

建築課長 まずは検討した上で、法的に問題がなければ付けるように考えています。付けられないようであればご説明すると思います。

部会長 改修に当たっては、使う人の意見を取り入れるようにお願いします。

部会員 情報バリアフリーについてお話ししたいと思います。ある区立施設にメールでの問い合わせをしたかったのですが、ホームページにアドレスが記載されていませんでした。調べた結果、外部のホームページに載っていることが分かったのですが、最初からその施設のホームページにメールアドレスがあるか、ホームページに問い合わせができるようにしておいてほしかったです。最近ではWebでの申し込みができるケースが多く、Webで申し込んだ後申込完了メールがくるのですが、その完了メールに対しては返信ができません。それは聴覚障害者にとってはとても不便ですので、改善できないでしょうか。

最近、「物価高騰」や「支援給付金」等の、やさしい日本語のチラシが入ってきましたが、「やさしい」のレベルが曖昧であると感じます。やさし過ぎて、説明が省かれているようです。「やさしい日本語」の基準等については、当事者に確認する機会があってもいいのではないのでしょうか。

福祉部管理課長 区立施設と、メールやホームページで問い合わせができないということに関しては望ましくないのですが、事実関係等を確認し必要な対応をいたします。

やさしい日本語の「やさしい」のレベルが曖昧であることに関しては、行政としても試行錯誤しながらやっております。限られた部署でつくっているという事情もありますが、できる限り当事者の意見を確認する機会を持つことが望ましいと考えますので、検討したいと思います。

部会員 やさしい日本語に関してですが、図やイラスト等を使っていただきたいと思います。文章だけのチラシは、読んでも理解しづらく大変ですので、考慮していただきたいと思います。

福祉部管理課長 ご意見を参考にさせていただきたいと思います。

部会長 それでは、だいた出尽くしたと思いますので、ここで議論は終わりにしたいと思います。

次第6の「次回日程」について事務局から説明をお願いします。

事務局 次回の予定は、次第にあるように、

令和6年7月16日(火)午前10時から12時 練馬区役所本庁舎5階 庁議室で行います。

本日は、直前に会場を変更し申し訳ありませんでした。

本日、意見記入票を配布しましたので、特に資料6の各施策の方向性や資料5-1の体系の組み立ての部分について、言い残したことやご意見等がございましたら、こちらに記入の上、7月1日(月)までに事務局へご提出ください。この様式でなくても、メールや電話でもかまいませんのでご連絡ください。

部会長 閉会にあたり、副部会長から一言お願いいたします。

副部会長 前回に比べ、体系的にすっきりしたと思います。ハードな部分と、心の部分と、情報の部分という形で、施策3がまとめられています。現行計画では細かく事業番号が分かれていたものがまとめられているようですが、自身が関わっている部分が減ってしまったのか継続しているのか不安を感じておられるかもしれません。そういうことも含め、意見記入票等に記入していただければ確認できると思います。本会議に参加されていない属性としては外国の方がいらっしゃると思いますが、その観点で見ると、前は入っていた日本語教室に関するものが、今回は取組項目2-1に入りそうですが、地域振興課で担当するのであれば、次期計画にも記載したほうがいいと思います。まとめるということは、シンプルにしていくということで大事ですが、後退・縮減していくことなく、計画を策定していきたいと思います。次回はさらに具体的な案が出てくると思いますので、引き続き議論をお願いいたします。

部会長 皆様から貴重な意見をいただき議論を続けたかったのですが、時間の関係上終わらせていただきます。是非、意見記入票に記入をお願いします。10年くらい前から本推進委員会に関わっていますが、だいぶ情報が蓄積されてきており、状況に合わせ連携もうまくなってきたと思います。これからはもっと地域の方の意見を参考に幅広く推進していくよう、皆様のご協力をお願いします。本日は、長くなってしまいましたが、これで終了いたします。